

新宿区バリアフリー  
交通安全特定事業計画  
〔新宿駅周辺地区〕

平成21年8月

東京都公安委員会

**新宿区交通バリアフリー基本構想における重点整備地区  
「新宿駅周辺地区」の交通安全特定事業計画**

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」第3条（基本方針）及び第36条（交通安全特定事業の実施）に基づき、新宿区交通バリアフリー基本構想に即して、重点整備地区「新宿駅周辺地区」における交通安全特定事業計画を下記のとおり定める。

記

**1 交通安全特定事業を実施する道路の区間（位置図参照）**

道路の区間				生活関連施設	
No.	路線	通称名	区 間	特定旅客施設	連絡する施設
①	国道20号	甲州街道	西新宿三交差点 ～ 新宿3-1	新宿駅	新宿高島屋 ルミネ
②	都道4号 都道5号	靖国通り 青梅街道	成子天神下交 差点 ～ 新宿五東交差点	西武線 新宿駅 地下鉄 西新宿駅等	新宿区役所 東京医科大学病院 等
③	都道305号	明治通り	新宿五交差点 ～ 新宿高島屋	地下鉄 新宿三丁目	伊勢丹 新宿高島屋
④	都道305号		新宿五東交差 点 ～ 新宿3-1	地下鉄 新宿三丁目	
⑤	都道414号		新都心歩道橋 下交差点 ～ 西新宿1-9	新宿駅	京王百貨店
⑥	都道414号		新宿大ガード 西交差点 ～ 西新宿一交差点	新宿駅 地下鉄 新宿西口駅	京王百貨店 小田急百貨店等
⑦	都道414号 新宿副都心2号 線	南通り	角筈橋 ～ 西新宿交差点		新宿ワシントンホ テル 東京都庁
⑧	都道414号 新宿副都心4号 線	中央通り	新宿中央公園 前交差点 ～ 西新宿1-7	新宿駅 地下鉄 都庁前駅	
⑨	都道430号 駅街路2号線 区道11-250号線		ぺぺ ～ 新宿3-37	新宿駅	マイシテイ ぺぺ等
⑩	新宿副都心3号 線	ふれあい通り	新宿中央公園 南交差点 ～ 西新宿2-2		東京都庁
⑪	新宿副都心5号 線	北通り	新宿中央公園 北交差点 ～ 西新宿1-26	地下鉄 都庁前駅 西新宿駅	東京医科大学病院
⑫	新宿副都心8号 線		新都心歩道橋 下交差点 ～ 新宿郵便局	新宿駅	新宿郵便局
⑬	新宿副都心9号 線	東通り	新宿警察署前 交差点 ～ 西新宿二交差点		京王プラザホテル
⑭	新宿副都心10号 線	議事堂通り	議事堂北交差 点 ～ 議事堂南交差点		東京都庁
⑮	新宿副都心11号 線	都庁通り	都庁北交差点 ～ 新宿ワシントン ホテル	地下鉄 都庁前駅	東京都庁 新宿ワシントンホ テル

⑯	新宿副都心12号線	公園通り	成子天神下交差点	～ 西新宿三交差点	地下鉄都庁前駅	東京都庁
⑰	区道11-700号線 区道41-800号線	新宿通り	新宿3-23	～ 新宿二交差点	地下鉄新宿三丁目	伊勢丹
⑱	区道21-370号線	西武新宿駅前通り	新宿大ガード東交差点	～ 西武線新宿駅	西武線新宿駅	ぺぺ
⑲	区道11-70号線	モア4番街通り	新宿3-25	～ 新宿3-21	地下鉄新宿三丁目	新宿区役所
⑳	区道11-484号線		東京医大病院前交差点	～ 西新宿6-6	地下鉄西新宿駅	東京医科大学病院
㉑	駅街路10号線		新宿4-1	～ 新宿高島屋	新宿駅	新宿高島屋

※ 道路の区間①国道20号のうち、新宿跨線橋架け替え区間は、工事のため、交通安全特定事業を実施しない。

## 2 道路の区間ごとの交通安全特定事業の内容及び実施予定期間

### (1) 路線別

No.	路線	区間	事業内容	実施予定期間
①	国道20号	西新宿三交差点 ～ 新宿3-1	信号機の改良（音響機能の整備、歩行者用青時間の確保） 横断歩道の設置	平成21～22年度
②	都道4号、5号	成子天神下交差点 ～ 新宿五東交差点	同上	同上
③	都道305号	新宿五交差点 ～ 新宿高島屋	同上	同上
④	都道305号	新宿五東交差点 ～ 新宿3-1	信号機の改良（音響機能の整備、歩行者用青時間の確保）	同上
⑯	新宿副都心12号線	成子天神下交差点 ～ 西新宿三交差点	信号機の改良（音響機能の整備、歩行者用青時間の確保） 横断歩道の設置	同上
⑰	区道11-700号線 区道41-800号線	新宿3-23 ～ 新宿二交差点	信号機の改良（音響機能の整備、歩行者用青時間の確保）	同上
⑱	区道21-370号線	新宿大ガード東交差点 ～ 西武線新宿駅	同上	同上

### (2) 全路線共通

事業内容	実施予定期間
1 道路標識及び道路標示の設置に関する事業 (1) 道路標識の超高輝度化による視認性向上 ※ 道路標識の高輝度化は既に実施済みであり、必要に応じて実施 (2) 道路標示の適切な補修 ※ 道路標示の高輝度化は既に実施済み (3) エスコートゾーンの整備 (注1) ※ 音響機能式信号機のある横断歩道について、必要に応じて実施 2 違法駐車行為の防止のための事業 (1) 横断歩道上、バス停留所付近における違法駐車車両の重点的な指導・取締りの実施 (2) 新宿区による放置自転車撤去と連携した視覚障害者誘導用ブロック上の放置二輪車等の指導・取締りの実施 (3) 新宿区と連携した違法駐車行為の防止についての広報啓発活動の実施	平成21～22年度 (継続的に実施)

(注1) 横断歩道であることを表示する道路標示であって、視覚障害者の誘導を行うための線状又は点状の突起を設けるもの。

### 3 その他交通安全特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

- (1) 関係機関との連携の強化  
交通安全特定事業の実施にあたっては、相互の事業の進捗状況を確認するための意見交換を行うとともに、定期的に事業の検討及び点検を行う。
- (2) 周辺の交通規制等との整合性の確保  
信号機の整備にあたっては、周辺の既設信号機及び横断歩道の位置を把握し、隣接信号機との系統制御を確保するとともに、歩行者の導線によっては信号機、横断歩道の移設等を検討する。  
また、交通規制の実施にあたっては、周辺道路へ与える影響を常に調査し、交通流の整序化等が図られるよう、周辺の交通規制等について、必要な見直しを実施する。
- (3) 違法駐車行為の防止のための事業における配慮事項  
違法駐車取締り等に加え、違法駐車行為の防止に資する事業について、関係機関と連携して重点的かつ計画的に実施する。

